高野町職員の処分について

このたび、高野町職員分限懲戒賞罰委員会において下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

記

1　事案の概要

　パワーハラスメントに関する事案

　後輩職員に対し、職務上の地位を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛、身体的苦痛を与えるなどして、後輩職員の仕事のモチベーションを下げ、職場環境を悪化させた。

2　処分日

　令和2年3月13日（金）

3　被処分者及び処分内容等

（1）被処分者1　消防署　　　　　消防職　係長　男性　４０歳代　戒告

（2）被処分者2　消防署　　　　　消防職　係長　男性　４０歳代　訓告

（加重処分対象者の為戒告）

（3）被処分者3　消防署　　　　　消防職　主査　男性　３０歳代　訓告

（4）被処分者4　　　　　　　　　一般職　係長　男性　４０歳代　厳重注意

上記事案に対し、管理職３名の処分も行いました。

1　事案の概要

監督上の職務怠慢に関する事案

2　処分日

令和2年3月13日（金）

3　被処分者及び処分内容等

（1）被処分者1　消防本部　消防職　　消防長　　男性　50歳代　厳重注意

（2）被処分者2　消防本部　消防職　　消防次長　男性　50歳代　厳重注意

（3）被処分者3　消防署　　消防職　　消防署長　男性　50歳代　厳重注意